

随意契約理由

令和7年(2025年)12月16日

契約担当課名	市民協働部コミュニティ政策課
契約名称	全国共通おこめ券（全国米穀販売事業共済協同組合発行）の購入
契約内容	物価高騰対応食費支援事業にかかる全国共通おこめ券（全国米穀販売事業共済協同組合発行）の購入 券 2,007,000 枚及び送料
契約締結日	令和7年（2025年）12月16日
納品日	令和7年（2025年）12月25日
契約の相手方	全国米穀販売事業共済協同組合
契約金額	957,531,500 円
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
随意契約理由	<ul style="list-style-type: none">・令和7年12月定例会の初日（同年11月28日付）に、本市独自の物価高騰対策の一つとして、全世帯におこめ券を配布する事業が可決された。・これを受け、市民に対し、速やかな配布を行う必要があるため、12月中の納品が求められる。・国の重点支援交付金の対象事業とするためには、有効期限を設定するなど国の指定する要件を満たす必要があり、発行元が新たに要件を満たす「おこめ券」を令和7年12月以降順次発行している状況である。・そのような中、12月中に国の要件を満たす「おこめ券」を市に納入することができるのは、発行元である「全国米穀販売事業共済協同組合」しかないため、当該相手方と随意契約を行うもの。
備考	なお、全国農業共同連合組合が発行する「全国共通おこめギフト券」については、重点支援交付金が活用できる新券の発行が1月中旬以降を見込んでいる旨公表されている。